

「保育認定」の考え方及び教育・ 保育の確保方策について

平成26年11月28日

呉市福祉保健審議会(児童専門部会)

1 「保育認定」の基本的な考え方について

保育の必要性の認定については

「子ども・子育て支援法施行規則 第1条」

に定める「保育を必要とする事由」に

該当するか否かによって認定作業を進めます。

新制度における保育の必要性の事由

小学校就学前の子どもの保護者のいずれもが次のいずれかの事由に該当すること。

- ① 市が定める時間【48時間】以上労働することを常態としていること。
- ② 妊娠, 出産
- ③ 保護者の疾病, 障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護, 看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む。）
- ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること。
- ⑨ 育児休業取得時に, 既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
- ⑩ 上記に類する状態として市が認める場合。

1 「保育認定」の基本的な考え方について

◎ 12月に開催予定の呉市議会12月定例会に

「呉市保育の必要性の認定における保護者の
就労時間の基準を定める条例の制定について」

を上程します。

【内容】

保育の必要性の認定を行うに当たり、子ども・子育て支援法施行規則第1条に定める保育の必要性の事由のうち、第1号において

『保護者の就業時間の下限を48時間から64時間の範囲内で市町村が定めること』
とされており、呉市においては条例で

『48時間を下限』

として定めます。

2 教育・保育の確保方策について

- ◎ 呉市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果について、教育・保育に関するニーズ量が多少多めに出ていることが想定されます。
- ① それを踏まえた上で、「教育・保育の提供体制の確保方策」を策定することとなります。
 - ② 新制度への移行希望の把握を実施した結果における教育・保育の提供量については、これまでどおり「中央・広・昭和」の3提供区域での提供量の不足、中でも3号認定の不足が見込まれます。
 - ③ 提供量不足解消のため、関係の提供区域内の各施設には、認可定員や利用定員の増、地域型保育事業の実施、認定こども園への移行等をお願いすることとなります。
 - ④ それでも供給量が不足する場合は、「新たな施設を認可」することとなります。
 - ⑤ さらに、「呉市子ども・子育て支援事業計画」にも、そのことを明示することが必要です。

(1) 利用定員の考え方について

- ・ 利用定員は認可定員を上限とする。（国の指針）
- ・ 利用定員の設定については、利用実績をベースに利用希望を上乗せし提供区域内で需給調整を行う。
- ・ 施設類型の移行については、設置者の意向を尊重する。

2 教育・保育の確保方策について

- (2) 量の見込みに対し供給量が不足している場合の提供体制を確保するためのルールづくり
- ・ 提供区域（7区域）ごとで需給調整を行うことを基本とする。
 - ・ 提供体制の確保は、既存の認可施設での対応を基本とする。
 - ・ 確保方策は、迅速性、効率性、事業効果等を総合的に勘案し検討する。
 - ・ 既存の認可施設のみで対応できない区域では、新たな認可施設や地域型保育事業等を活用することとする。（公平・公正な方法により事業者等を選定）
 - ・ 地域型保育事業については、保育の質を確保するため、認可保育所に近い基準を満たしている事業を優先する。
 - ・ 提供体制の整備に伴い必要となる保育士、幼稚園教諭等の確保方策の実施に努める。

☆ 「呉市子ども・子育て支援事業計画」に教育・保育の確保方策として上記の内容や「認定こども園の普及促進」等について明記します。

平成27年度の状況【平成26年11月20日現在】

☆施設型給付	36施設
○保育所(園)	33施設
○幼保連携型認定こども園	2施設
○保育所型認定こども園	1施設

☆現行制度(私学助成)の幼稚園	28施設
-----------------	------

☆公立保育所	14施設
☆公立幼稚園	2施設

2 教育・保育の確保方策について

【参考】

平成26年11月20日現在の状況

1 提供区域ごとの【見込み量】

提供区域名	認定区分	1号認定	2号認定	3号認定		計
		(3~5歳)	(3~5歳)	0歳	1・2歳	
天応・吉浦		90	129	40	113	372
中央・宮原・警固屋		595	954	129	408	2,086
音戸・倉橋		29	160	34	74	297
阿賀・広・仁方・郷原		929	1,112	239	621	2,901
川尻・安浦		177	208	25	118	528
昭和		505	371	51	242	1,169
安芸灘		22	25	2	14	63
見込み量合計		2,347	2,959	520	1,590	7,416

2 教育・保育施設における利用定員を反映した提供体制

提供区域名	認定区分	1号認定	2号認定	3号認定		計
		(3~5歳)	(3~5歳)	0歳	1・2歳	
天応・吉浦		90	146	18	94	348
中央・宮原・警固屋		595	609	94	346	1,644
音戸・倉橋		0	160	34	74	268
阿賀・広・仁方・郷原		929	904	104	416	2,353
川尻・安浦		177	208	15	95	495
昭和		505	330	29	161	1,025
安芸灘		22	25	2	14	63
提供量合計		2,318	2,382	296	1,200	6,196

2 教育・保育の確保方策について

【参考】

3 見込み量と提供体制の差

提供区域名	認定区分	1号認定 (3~5歳)	2号認定 (3~5歳)	3号認定		計
				0歳	1・2歳	
天応・吉浦		0	0	-22	-19	-41
中央・宮原・警固屋		0	-345	-35	-62	-442
音戸・倉橋		-29	0	0	0	-29
阿賀・広・仁方・郷原		0	-208	-135	-205	-548
川尻・安浦		0	0	-10	-23	-33
昭和		0	-41	-22	-81	-144
安芸灘		0	0	0	0	0
見込み量との差の合計		-29	-594	-224	-390	-1,237

4 2号のうち「教育ニーズ」でカウントされている子どもの数値

提供区域名	認定区分	1号認定 (3~5歳)	2号認定 (3~5歳)	3号認定		計
				0歳	1・2歳	
中央・宮原・警固屋		140	-140	—	—	0
阿賀・広・仁方・郷原		100	-100	—	—	0
昭和		40	-40	—	—	0
2号を1号にカウントする合計		280	-280	0	0	0

5 具体的確保方策

提供区域名	認定区分	1号認定 (3~5歳)	2号認定 (3~5歳)	3号認定		計
				0歳	1・2歳	
新たな認可施設の募集(4施設程度)		0	108	53	69	230
認定こども園への移行(6~8施設)		29	20	47	100	196
地域型保育事業(11施設)		0	0	70	147	217
2号認定を1号で受け入れ		130	—	—	—	130
定員調整		0	56	54	74	184
見込み量との差の合計		159	184	224	390	957